特定施設・指定施設等の設置届出に必要な書類

- 1. 届出書
- 2. 付近見取図
 - ・ 住宅地図等で構いません。
- 3. 特定施設の配置図
 - ・ 敷地境界が示された図面に施設の設置箇所を記載してください。
- 4. 騒音(振動)防止の方法
 - ・ 防音壁の設置、低騒音型機器の使用、防振ゴムの設置等の具体的な内容を記述願います。
- 5. 使用施設のカタログコピー
 - ・ カタログがない場合は、施設の写真(銘板の拡大含む)をご用意下さい。

以上5点を設置工事の日の<u>30日前まで</u>に熊谷市役所江南庁舎2階環境政策課へ2部(正・副)提出してください。

旧妻沼町地内に施設を設置する場合は、妻沼庁舎地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に施設が設置されていて、未届出であった場合は、遅延 理由書(任意様式)の提出をお願いいたします。

> 熊谷市 環境政策課 公害対策係 電話 048-536-1548